

第2号議案

本機関が接続検討を行った案件の契約申込みに伴う回答内容について
(回答予定日：2020年12月16日)

(案)

一般送配電事業者からの送配電等業務指針第99条第2項の規定に基づく報告（2020年11月17日）を受け、業務規程第97条第1項の規定に基づき、下表のとおり一般送配電事業者の検討内容について妥当性を確認の上、別紙のとおり回答する。

受付番号	受付日	確認結果
AK19C0002	2019.10.10	妥当

以上

【添付資料】 別紙：契約申込みに伴う回答の妥当性確認結果（AK19C0002）

※添付資料は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき、部外秘に該当するため、非公表とする。

(参考)

○送配電等業務指針

(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)

第99条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合には、系統連系希望者に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明しなければならない。

- 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。

○業務規程

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。